

## 放課後児童クラブの設備運営条例について

- 地域子ども・子育て支援事業のうち、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、市町村が条例で設備や運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していくこととされました。
- これまでは、平成19年の国のガイドラインに基づき、近江八幡市では市役所の内規として「放課後児童クラブ設置運営基準」を定め、運用してきました。国では、平成25年12月に社会保障審議会児童部会において「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」がまとめられたところであり、この内容もふまえながら、市の条例に盛り込む内容を検討いただきます。

### 放課後児童クラブの現行の市の基準と、新制度の参酌基準

項目	現行の市の基準	国の従うべき基準 (案)	国の参酌すべき基準 (案)
1 対象児童	小学校1年生から3年生まで。 市長が必要と認めた小学校4年から6年生までの児童。	児童福祉法で6年生までが事業の対象範囲であることが明確化されたが、個々のクラブで6年生までの受け入れを義務化したものではない	
2 運営主体	通年の利用児童が10人以上の放課後児童クラブの保護者会、社会福祉法人等	規程なし	
3 規模	集団の規模については、10人からおおむね40人までとし、1クラブの規模については、最大70人以下	—	おおむね40人まで。40人を超えるクラブは分割運営または、複数の児童の集団に分ける
4 施設・設備	児童1人あたりおおむね1.65㎡以上	—	児童1人あたりおおむね1.65㎡以上。静養スペースを設けることが適当
5 開所日	学校課業日及び春・夏・冬休み等の学校休業日で（日曜日、祝日、年末年始を除く）、年間を通した開設	—	年間250日以上
6 開所時間	学校課業日は、原則として午後1時から午後6時30分まで。学校休業日は、原則として午前8時から午後6時30分まで	—	平日3時間以上、休日8時間以上
7 職員体制	児童数35人以下で指導員2人以上、児童数36人以上で指導員3人以上。指導員は、有資格者が望ましい	2人以上で、うち1人は有資格者	—
8 保育料	入所時の入所料を10,000円以内、月額保育料を15,000円以内とする	規程なし	